はじめに

本調査計画書（概要版）は、上尾伊奈資源循環組合が計画する新たなごみ処理施設を整備するにあたり（(仮称) 上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業（以下、「本事業」といいます。)）、「埼玉県環境影響評価条例」に基づき、環境影響評価項目の選定、調査、予測及び評価の手法などを検討し、とりまとめた環境影響評価調査計画書の概要を示したものです。

第１章　都市計画決定権者・事業者の名称・代表者の氏名及び事務所の所在地

１．都市計画決定権者の名称・代表者の氏名

伊奈町　町長　大島　清

２．都市計画決定権者の事務所の所在地

埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目 355 番地

３．事業者の名称・代表者の氏名

上尾伊奈資源循環組合　管理者　畠山　稔

４．事業者の事務所の所在地

埼玉県上尾市大字平塚 951 番地 2

第２章　対象事業の目的及び概要

１．対象事業の目的

現在、上尾市では上尾市西貝塚環境センターの焼却処理施設と粗大ごみ処理施設でごみの中間処理、ペットボトル結束施設で資源化を行っており、さらに、上野ストックヤード（空カンプレス施設）においても空き缶の資源化を行っています。

また、伊奈町では伊奈町クリーンセンターの焼却処理施設と粗大ごみ（不燃ごみ）処理施設で中間処理、容器包装プラスチック減容施設及びペットボトル減容施設で資源化を行っています。

これら市町のごみ処理施設については、稼働を開始してから 20 年以上が経過し、老朽化が進んでいることから後継施設の検討が必要となっています。また、後継施設の整備にあたっては、ごみ処理施設を集約化することにより、ごみ処理の効率化や省エネルギー化、熱利用率の向上等が見込めるため、地域における持続可能なごみ処理体制を構築することが可能となります。

本事業は、最新のごみ処理技術を導入し、安全、安定性に優れ、長寿命化が図れる施設を実現するとともに、ごみ処理に伴うエネルギーの積極的活用によって、資源循環型社会、地球温暖化防止対策を推進し、また、災害に強く、防災対策機能を備えた一般廃棄物処理システムを確保するなど総合的なごみ処理施設を整備することを目的とするものです。

２．対象事業の概要

1）対象事業の種類

廃棄物処理施設（ごみ処理施設）の設置

（埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第 1 第 6 号）

2）対象事業の実施区域

位置：埼玉県北足立郡伊奈町大字小室地内（図 2-1 参照。以下、「対象事業実施区域」といいます。）

面積：約 70,000 ㎡

3）対象事業の処理能力

・可燃物処理施設：214t/日（107t/日×2 炉または 71.3t/日×3 炉）

・不燃・粗大ごみ処理施設：29t/日

・資源物処理施設：58t/日

※現時点で想定する施設規模であり、今後変更となる可能性があります。

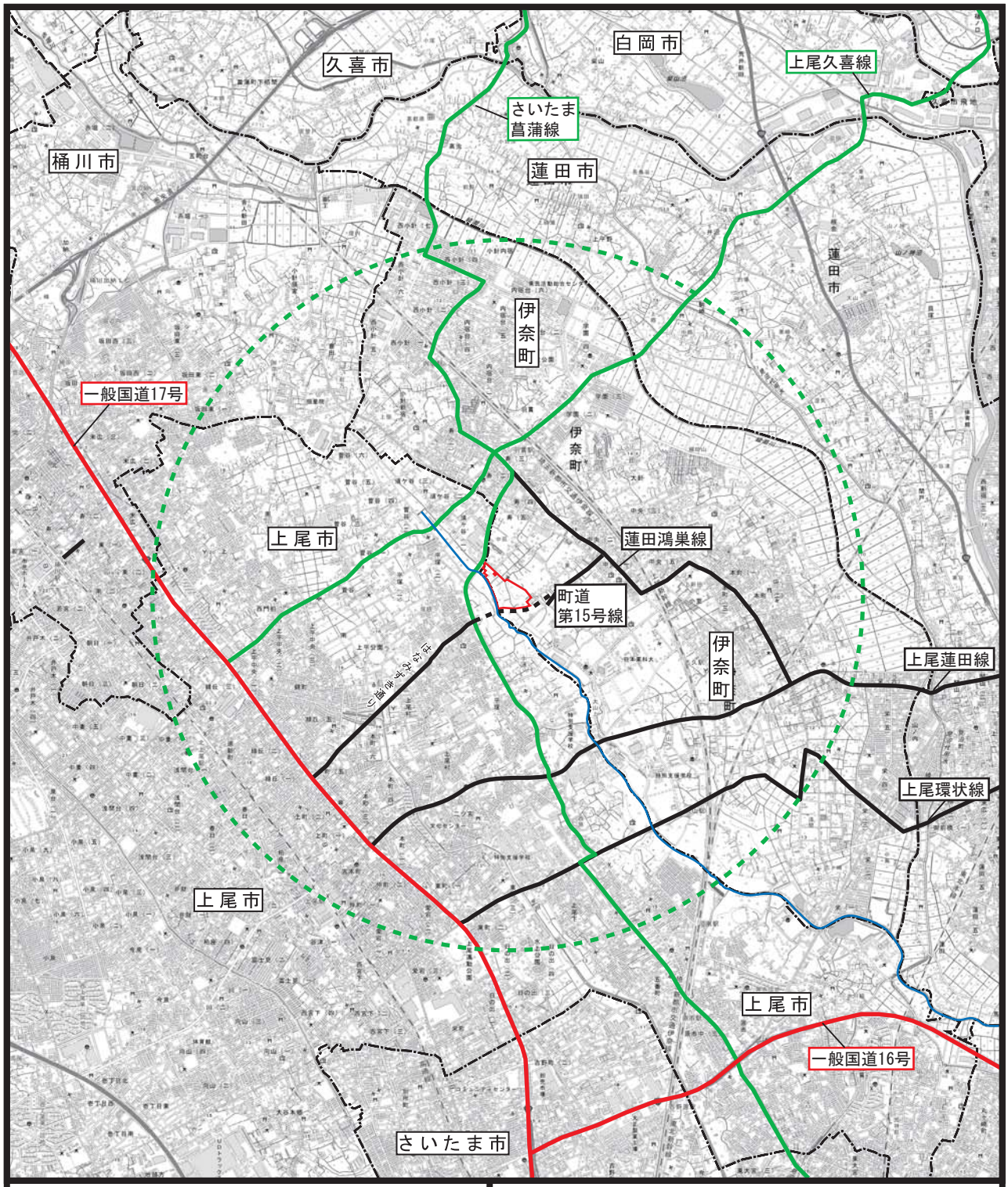

凡例

：対象事業実施区域

：環境に影響を及ぼす地域
（中心から半径3km）

：国道

：主要地方道

：一般都道府県・指定市の一般市道
（破線部分は計画道路を示す。）

：原市沼川

N

S＝1:50,000

0　500　1000　2000m

図2-1(1/2)　対象事業実施区域

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

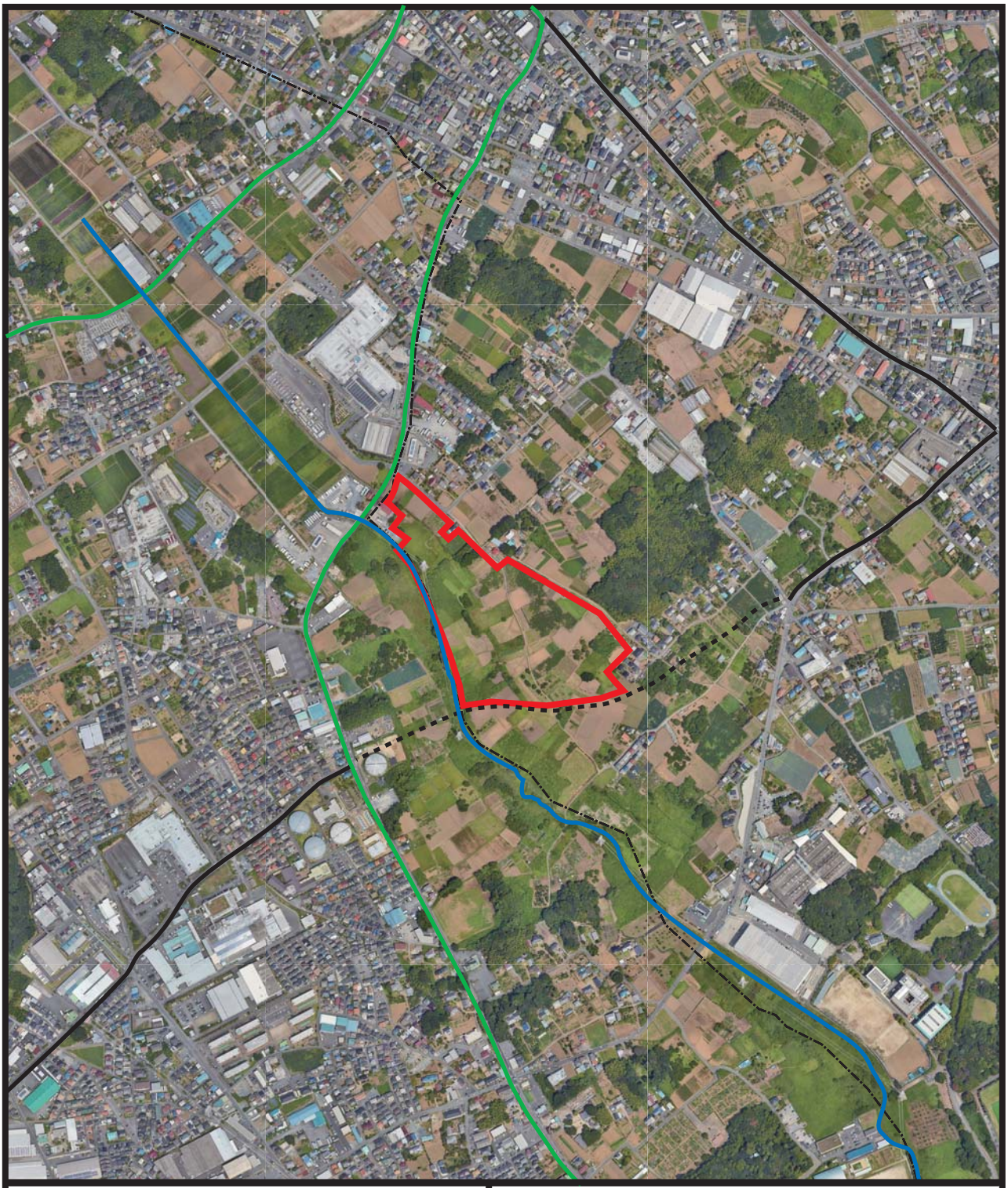

凡例

：対象事業実施区域

：主要地方道

：一般都道府県・指定市の一般市道
（破線部分は計画道路を示す。）

：原市沼川

空中写真：Google Earth
撮影：2022年3月14日

N

S＝1:10,000

0　100　200　400m

図2-1(2/2)　対象事業実施区域

4）対象事業の実施期間

本事業に係る計画施設供用開始までの全工程は表 2-1 に示すとおりです。

環境影響評価の手続きは令和 8 年度まで実施予定です。並行して施設整備基本計画を令和 6 年度～令和 7 年度の 2 年かけて策定し、令和 8 年度から事業者選定、令和 9 年度から設計・工事を実施し、令和 15 年度の供用開始を予定しています。なお、計画施設への搬入車両等のメインの出入口となる都市計画道路上尾伊奈線については、都市計画道路事業として整備を行い、ごみ処理施設の供用開始までの開通を予定しています。

表 2-1　対象事業の全体工程

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
施設整備基本構想	■										
施設整備基本計画		■	■								
環境影響評価		■	■	■							
都市計画決定				■							
事業者選定				■	■						
設計・工事					■	■	■	■	■	■	供用開始

注：現時点で想定するスケジュールであり、今後変更となる可能性があります。

3．対象事業の実施方法

1）施設配置計画

計画施設では可燃物処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設及び資源物処理施設などを整備する計画で、施設配置計画（案）は図 2-2 に示すとおりです。

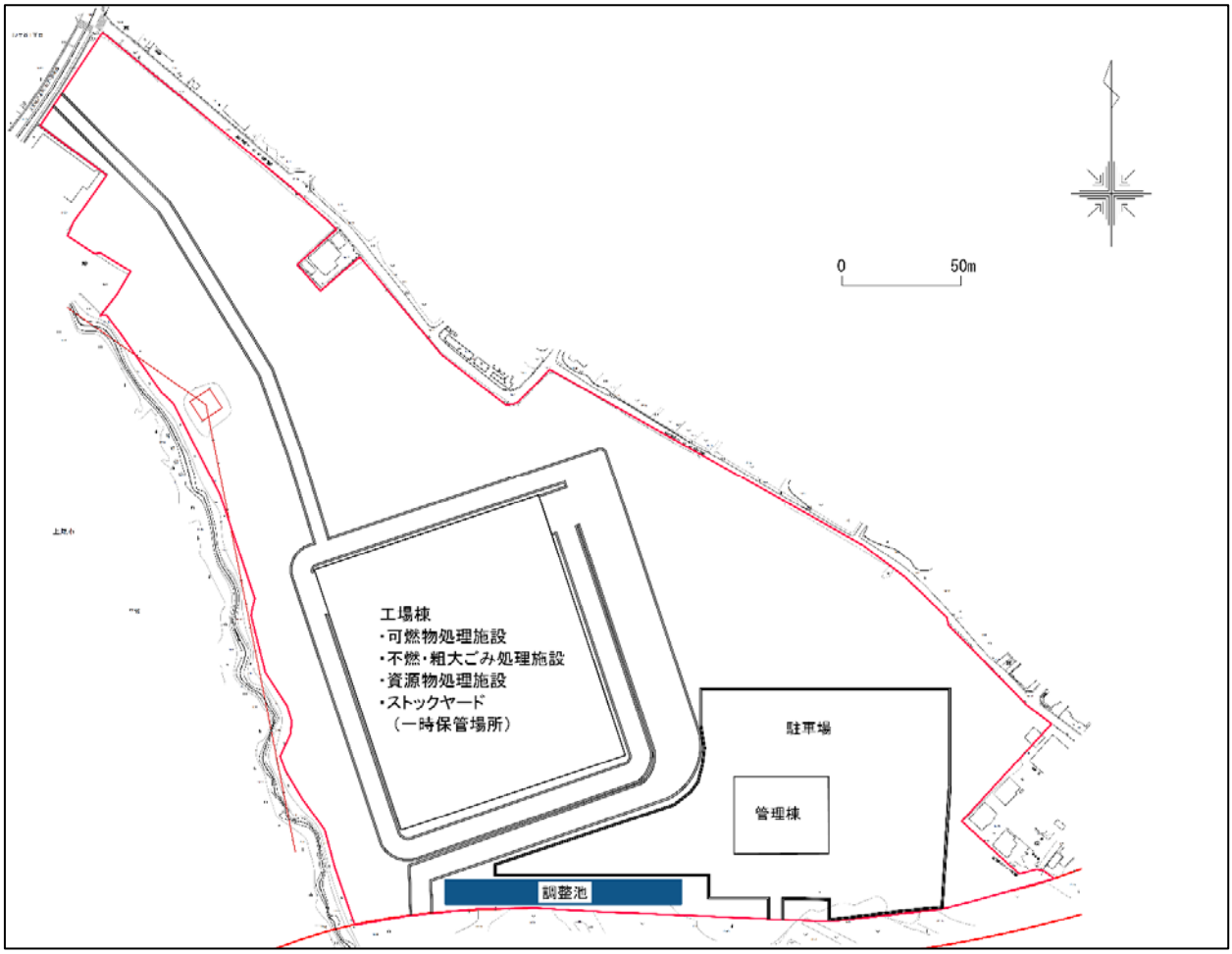

注：現時点で想定する配置計画であり、今後変更となる可能性があります。

2）施設諸元

計画施設の諸元は表 2-2 に示すとおりです。

表 2-2　計画施設の諸元

計画施設	項目	計画諸元				
可燃物処理施設	処理能力	214t/日（107t/日×2炉または71.3t/日×3炉）				
	処理対象ごみ	可燃ごみ、可燃性残さ				
	処理方式	焼却方式（ストーカ式）	焼却方式（流動床式）	ガス化溶融方式（シャフト炉式）	ガス化溶融方式（流動床式）	乾式メタン発酵（メタンコンバインド方式）
	排ガス処理設備	ろ過式集じん器（バグフィルタ）、乾式有害ガス除去装置、活性炭吹込装置、無触媒脱硝装置				
	煙突高さ	59m				
	熱回収方法	検討中				
	給水設備	生活用水：上水　　プラント用水：上水または井水				
	排水処理設備	生活系排水：下水道放流または完全クローズド プラント系排水：処理後、場内再利用､余剰水は下水道放流または完全クローズド				
	処理生成物	焼却灰、飛灰	焼却灰、飛灰	スラグ、メタル、溶融飛灰	スラグ、鉄、アルミ、溶融飛灰、溶融不適物	処理不適物（左記のいずれかの方式で処理し、方式に応じた処理生成物が発生）
	処分・資源化方法	原則資源化、資源化先がない等の状況においては埋め立てする方針とします。				
不燃・粗大ごみ処理施設	処理能力	29t/日				
	処理対象ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ				
	処理方式	検討中				
	処分・資源化方法	検討中				
資源物処理施設	処理能力	58t/日				
	処理対象ごみ	飲料缶・スプレー缶、ペットボトル、透明ビン・色付ビン、プラスチック資源				
	処理方式	検討中				
	処分・資源化方法	検討中				
ストックヤード(一時保管場所)	処理能力	必要面積を確保				
	処理対象ごみ	紙類・布類、牛乳パック、蛍光管・水銀計・廃乾電池、小型家電				
	処理方式	一時保管				
	処分・資源化方法	検討中				
稼働目標年度		令和15年度				

3）公害防止基準

計画施設の整備にあたり、公害防止基準値は表 2-3 に示すとおり設定しました。

表 2-3(1/2)　公害防止基準値

項　目		法令等基準値	公害防止基準値
1．排出ガス	ばいじん　(g/m³N)	0.04	0.01
	硫黄酸化物（ppm）	K 値規制 K 値9.0	20
	窒素酸化物（ppm）	180	50
	塩化水素（mg/m³N）	200	－
	塩化水素（ppm）	123	20
	ダイオキシン類　(ng-TEQ/m³N)	0.1	0.1
	水銀（ μg/m³N）	30	30
2．排出水	計画施設における生活系排水は下水道放流または完全クローズドとし、プラント系排水は処理後、場内で再利用、余剰水を下水道放流または完全クローズドとします。 なお、下水道放流を選択する場合は、今後整備する下水道に接続予定です。		

表 2-3(2/2)　公害防止基準値

項　目		法令等基準値	公害防止基準値
3．騒音	昼　間　（ 8～19時）　(dB)	55	法令等基準値（第2種区域）と同じ
	朝・夕　（ 6～ 8時）・(19～22時)　(dB)	50	
	夜　間　(22～ 6時)　(dB)	45	
4．振動	昼　間　（ 8～19時）　(dB)	60	法令等基準値（第1種区域）と同じ
	夜　間　(19～ 8時)　(dB)	55	
5．悪臭	敷地境界　1号規制	臭気指数18以下	臭気指数18以下
	排出口　　2号規制	悪臭防止法施行規則第６条の２に定める方法により算出した臭気指数以下	悪臭防止法施行規則第６条の２に定める方法により算出した臭気指数以下
	排出水　　3号規制	悪臭防止法施行規則第６条の３に定める方法により算出した臭気指数以下	悪臭防止法施行規則第６条の３に定める方法により算出した臭気指数以下

4) 低炭素化への取り組み

(1) 省エネルギー・余熱利用

一般にごみ焼却施設で用いるエネルギーは、施設が大規模になれば省エネルギーに寄与するものとされています。本事業では老朽化したごみ焼却施設 2 施設を統合、整備するものであることから、計画施設の稼働によりエネルギーの使用量削減に貢献しようとするものです。

また、可燃ごみ等の焼却処理等により発生する熱エネルギーを有効に活用するため余熱利用として、発電や熱利用を行う予定です。

新ごみ処理施設は、環境省の循環型社会形成推進交付金制度等において、エネルギー回収型廃棄物処理施設を満足するエネルギー回収率（20.5%以上）を確保します。

なお、発電量、熱供給量の詳細は、プラントメーカーの提案を踏まえ、今後、決定する予定です。

(2) 地球温暖化防止

地球温暖化防止に貢献するため、環境省の「温室効果ガス排出抑制等指針」の「廃棄物部門の指針(対策メニュー)」を参考に、温室効果ガスの排出抑制に資する設備を導入し、一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めるとともに、施設のエネルギー使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量の基準へ適合するものとします。

5) 緑化計画

対象事業実施区域内の緑化に当たっては、以下の事項に配慮します。

・敷地全体で、工場立地法に定める緑化率 20%を達成する。
・敷地内には周辺環境との調和を目指し、緑地を多く配置する。
・植樹の構成は高木、中木、低木を組み合わせ、多層構造となるよう配慮するとともに、樹種は地域景観等に配慮し、郷土種を採用する。
・必要に応じて、屋上緑化、壁面緑化等を行う。

6) 災害、防災対策

計画施設における災害、防災対策として、今後において下記の観点から施設整備を検討します。

・地域の核となるために必要な施設の耐震化・浸水対策等を図り、強靭な廃棄物処理システムを確保した施設
・災害廃棄物を円滑に処理するための拠点として貢献できる施設
・災害時には地域の避難拠点として貢献する防災対策機能を備えた施設